

令和3年 第7回

# 志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第7回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年7月20日(火)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年7月20日 午前9時00分				
	閉会	令和3年7月20日 午前10時15分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番8番	上野 克比古	席番9番	坂中 則雄		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	中水		
	主幹兼農地係長	佐々木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	—	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	—	10	立根 重信	—
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	—	12	脇田 祐二	—
5	原田 純一	—	13	春田 豊美	—
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	—
7	坪田 則義	—	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	—	16	山下 直樹	—

<p>会議に付した  事 件</p>	<p>議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（継続審議）  議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  議案第 58 号 買受適格証明願の承認について  議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  議案第 60 号 非農地証明願の承認について  議案第 61 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について  議案第 62 号 農用地利用集積計画決定について  議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p>
----------------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第7回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番8番、上野委員と、席番9番、坂中委員を指名いたします。よろしくお祈いします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。</p> <p>お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、山迫委員の報告をお願いします。</p>
委員	山迫	<p>5月の総会で依頼のありましたあっせんにつきまして成立いたしましたので報告いたします。議案書4ページあっせん番号21です。所在・地目等は記載のとおりです。場所は、田之浦郵便局から四浦方面へ600m進んで右に700m行ったところ。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。主に、ピーマン・ケール・キャベツを生産されております。法人事務所から車で10分のところにあります。あっせん価格は反当100,000円でした。あっせん委員は、坪田委員と山迫でした。以上報告終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	あっせん活動中の報告を行います。4月の定例総会で受けました農地のあっせんです。6月には大まかな交渉が成立しまして7月の総会ではあっせん成立の報告の運びでしたが、小作契約の合意解約の時期につきまして支障が生じまし調整中となっております。そのようなことであっせん活動は引き続き継続としたいと思っておりますのでよろしくお祈いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、福岡 裕幸委員の報告をお願いします。
委員	福岡裕幸	現在、〇〇さんの分のあっせん活動を行っておりますが、なかなか見つからず難航しておりますが、引き続き活動を行っていきたく思います。
議長	萩迫	次に、私の関係分について、報告します。7月6日、家族経営協定調印式・農業公社研修生受入終了式及び受入式並びに令和3年度新規就農者励ましの会が志布志市役所本庁で開催されました。

	<p>次に、日程第4、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。この案件は、先月からの継続審議でございます。それでは、6ページ、番号63番を審議いたします。安楽委員説明をお願いします。</p>
<p>委員 安楽</p>	<p>会長より依頼のありました議案48号番号63を報告いたします。調査日は7月8日にありました。譲渡人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さん83歳です。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん69歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道志布志・南之郷号線の駒水酒店前の交差点を右折し250m行きY字の交差点を左折、旧道横下・横峯線を1km進んだところにあります。譲受人宅からは3分のところにあります。〇〇さんは、現在主に緑化樹を栽培されており、申請地にも紅葉の苗木を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台・耕運機1台・管理作業車5台・農用自動車5台・トレーラー1台を保有されております。申請地は、30年以上借り入れをされているとのことです。また、申請地の周辺は〇〇さんの土地であり何ら影響は無いと思われる。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって日程第4、議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p>
<p>会場</p>	<p>次に、日程第5、議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、18件の申請でございます。</p> <p>まずは、8ページ、番号71番を審議いたします。番号71番と番号72番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。〇〇さんの、入室を許可いたします。</p> <p>(要請者 入室)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>番号71番・番号72番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、事務局より2件の説明を求めます。
農地係長	竹之内	それでは議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請の番号71番及び72番について説明申しあげます。議案書は、8ページです。 まず、番号71番の譲渡人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さん80歳、次に、番号72番の譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇さん78歳です。譲受人は、宮崎県都城市栄町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん66歳です。それぞれの申請地は、記載されておりますとおりでございますが、合計で畑が5筆で7,179㎡です。今回の申請地の場所でございますが、志布志市街地から県道南之郷・志布志線を田之浦方面へ進行し、市道樽野・大越線に入り、同市道を北へ5.1km進んだ右手に1筆、さらに北に40m進んで、左折し、市道井久保線に入り、同市道を110m進んだ左手に1筆、さらに80m進んだ左手に1筆、さらに20m進んだ左手に2筆あります。〇〇さんに確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日まで出席いただいております。詳細につきましては、お尋ねいただければと思います。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地には甘藷を作付けしていくとの事があります。通作距離は、自宅から約25kmで車にて約30分かかるとのことです。申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては新規就農でございます。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。
		以上で、番号71番及び72番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、まずは、番号71番につきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	次に番号72番につきましてなにかご意見ございませんか。
委員	隈元	甘藷を作付けするとのことですが、今年はどうされるのですか。
要請者		今年、作りません。
委員	隈元	申請地への通作時間が30分ですが、トラクター等の移動をどうされる予定ですか。

要請者		申請地に置いておく予定です。
議長	萩迫	他に、ございませんか。ご意見もないようで ございますので、ここで、要請者の〇〇さんは、退席を お願い します。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(要請者さん 退席)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。まずは、番号 71 番を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号 72 番を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、73 番を審議いたします。番号 73 番は、上野委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の規定により、ここで上野委員には、退席をお願いいたします。
会場		(上野委員 退席)
議長	萩迫	それでは、坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	会長より依頼のありました番号 73 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲渡人の〇〇さんは譲受人の伯父にあたり今回の申請は、無償贈与・受贈になるところです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、市役所有明庁舎入口から蓬原方面へ 400m 進み交差点を左折し 200m 進んだ左側にあります。譲受人宅からは 1 km のところにあります。〇〇さんは、水稻 3.4 ヘクタール・ゴボウ 1.7 町歩を主に経営しており、申請地には、ゴボウを作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・コンバイン 1 台・田植え機 1 台・普通トラック 1 台を保有されております。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに

		ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで上野委員の入室を許可します。
会場		(上野委員 入室)
議長	萩迫	次に9ページ、番号74番を審議いたします。神宮司委員説明をお願いします。
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号74を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志町安楽にあります大迫橋から本庁へ向かう県道523号志布志・有明線に乗り1.5kmほど進むと左右に田園が広がります。最近圃場整備されたばかりの道路入口右側2つ目を右折100m進んだ左側にあります。譲受人宅からは車で5分以内のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり両親と3人で酪農を営まれ乳牛87頭を飼育されており、申請地には、現在も飼料が作付けされており今後も飼料を作付けする予定とのことです。また、大型トラクター4台・コーンハベスタ1台・4トンダンプ1台・軽トラ1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号75番を審議いたします。柳井委員説明をお願いします。
委員	柳井	<p>会長より依頼のありました番号75を報告いたします。譲渡人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲渡人と譲受人は親子です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、市役所本庁より県道3号今別府・串間線を潤ヶ野小学校方向へ6km進み長岡商店を右折し串間方向へ4</p>

		<p>km進んだところの長岡牧場の左側にあります。譲受人宅からは車で3分くらいのところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり親子3人で肥育牛預託250頭・生産牛50頭を主に飼育されており、申請地には、牧草を作付けする予定とのことです。また、トラクター5台・ハーベスター2台・軽トラ2台・ダンプ2台・タイヤショベル2台多数を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号76番を審議いたします。安楽委員説明をお願いします。
委員	安楽	<p>会長より依頼のありました番号76を報告いたします。譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇 〇〇号棟〇〇号にお住まいの〇〇さん68歳です。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん72歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道3号線沿いの横峯集落の吉國建設手前を左折し約150m行った右手にあります。譲受人宅からは150mのところにあります。〇〇さんは、現在甘藷を栽培されており、申請地にも甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台・耕運機1台・田植え機1台・掘り取り機1台・バインカッター1台を保有されています。周辺にも甘藷が作付けされており問題ないと思われます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 77 番を審議いたします。限元委員説明をお願いします。
委員	限元	<p>会長より依頼のありました番号 77 を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん 83 歳です。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん 66 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設があります。そこから 300m 田之浦方向へ行き北へ道なりに 500m 行ったところの右側 3 番目の畑です。〇〇さん宅からは裏道を通れば 1 分のところにあります。〇〇さんは、家族 3 人で水稻・甘藷を栽培されており、申請地には、すでに甘藷を作付けされておりました。また、トラクター 3 台・甘藷ハーベスター 1 台・2 トントラック 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 78 番を審議いたします。坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 78 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、市役所有明庁舎から南に株式会社〇〇方面へ 200m 進んだ左側にあります。株式会社〇〇からは 1 分のところにあります。株式会社〇〇は、従業員 14 名で水稻 45 町歩・そば 15 町歩・甘藷 17 町歩を主に作付けしており、申請地には、甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 15 台・コンバイン 3 台・田植え機 2 台・普通トラック 10 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審</p>

		議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 79 番を審議いたします。同じく、坂中委員説明をお願いします。
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号 79 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、鹿児島銀行有明代理店から有明中学校へ 200m 進んで右折し下野井倉集落方面へ 1 km ほど進んだ右側にあります。譲受人宅からは 150m のところにあります。〇〇さんは、イチゴ 24 アール・水稻 81 アール・そば 41 アール・ゴボウ 1.5 町歩を主に栽培されており、申請地には、ゴボウを作付けする予定とのことです。また、トラクター 2 台・コンバイン 1 台・田植え機 1 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、11 ページ、番号 80 番を審議いたします。田尾委員説明をお願いします。
委員	田尾	<p>会長より依頼のありました番号 80 を報告いたします。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん 33 歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 59 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明中学校より市道吉村・押切</p>

		<p>線を南へ行き肆部合の交差点を右側に 300m進み右側に 100m行った左側の畑です。譲受人宅からは5分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で人参を主に栽培されており、申請地にも、人参を作付けする予定とのことです。また、トラクター・田植え機・コンバイン動噴機を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 81 番を審議いたします。番号 81 番と番号 82 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、田尾委員説明を2件いっしょにお願いいたします。
委員	田尾	<p>会長より依頼のありました番号 81 と番号 82 を報告いたします。まず番号 81 の譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん 83 歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん 72 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明中学校より市道吉村・押切線を南へ進み三差路を左側の市道飯山・通山 1 号線を南に進みグリーンロード交差点から 200m進んで左に 100m進み右に 40m進んだ左の田です。譲受人宅からは5分のところにあります。</p> <p>次に番号 82 の譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さん 90 歳です。譲受人は、先ほどの番号 81 と同じく〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、番号 81 で説明した田から同じ流れの 1 枚挟んだ次の田です。譲受人宅からは5分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり一人で水稻WC Sを栽培し、牛の生産を行っております。申請地には、水稻WC Sを作付けする予定とのことです。また、トラクター・ホールローダーを保有されております。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。まずは、番号81番につきまして審議いたします。なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、番号82番につきまして審議いたします。なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、12ページ、番号83番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。</p>
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号83を報告いたします。譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん99歳です。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子関係でございます。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、市役所有明支所を南へ400m行くと志布志・蓬原線がありますがそこから西へ1.8km行き左折そこから300m行くと右手蓬原小学校あります。その左手にあります。譲受人宅のとなりになります。〇〇さんは、夫婦でイチゴを栽培されており、申請地にも、イチゴを作付けされております。また、軽トラを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 84 番を審議いたします。立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	会長より依頼のありました番号 84 を報告いたします。譲渡人は、曾於郡大崎町野方〇〇番地にあります有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さん 50 歳です。相手方の要望と規模拡大です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、国道 269 号線沿いに山重小学校があります。そこから岩川方面へ 1 km 進んで下り坂に差し掛かるところを右斜めに上がっていきます。そこから直線で 800m 進んだ右側にありました。譲受人宅からは徒歩 5 分のところにあります。〇〇さんは、両親 3 人で生産牛 17 頭を飼育されており、申請地にも、飼料を作付けする予定とのこと。また、農機具等もトラクター 2 台・モア 1 台・カッター 2 台・軽トラ 3 台を保有されております。〇〇さんは両親から牛飼いを辞めたいとの相談を受け、自分が跡を継ごうと思い大阪より Uターンされて、現在牛飼いに励んでおられます。
		以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 85 番を審議いたします、福岡裕幸委員説明をお願いします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号 85 を報告いたします。譲渡人は、滋賀県湖南市にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 110 号線のやっちくふれあいセンター入口より志布志方面に 1 km 行ったところにあります山口製茶さんの工場の交差点を北東方向に左折し 1.5 km 道なりに進み交差点を右折し農道に入り 50m 行った突き当りの田です。譲受人宅からは車で 5 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦二人

		<p>で水稻を主に栽培されており、申請地には、水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台・動噴機等を保有されております。長年にわたり〇〇さんがこの土地を管理しておりましたが、〇〇さんが今後管理が困難ということもあって今回の申請となりました。二人は従兄弟の関係になります。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、13 ページ、番号 86 番を審議いたします。 番号 86 番と番号 87 番は、関連がありますので、一緒に説明を受けたいと思ひまます、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。それでは、福岡裕幸委員説明を2件いっしょにお願ひします。
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありまました番号 86 と番号 87 を報告いたします。これは、自作地相互の交換によりまます移転となります。まます、番号 86 の譲渡人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 110 号線のやっちくふれあいセンター入口より志布志方面に 300mほど進んで白坂集落入口より左折し約 250m進んだところを右手に曲がりそこから 110m進んだ左手の畑です。〇〇さん宅に隣接するとなりの畑となります。〇〇さんは、ひとりで主に甘藷を栽培されておひ、申請地にも、甘藷を作付けする予定とのことです。また、農機具等は保有されておひませんが、委託されるそうです。</p> <p>次に、番号 87 を説明します。譲渡人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先程と</p>

		<p>同じ県道 110 号線のやっちくふれあいセンター入口より志布志方面に 300m ほど進んで白坂集落入口より左折し進みますが先ほどの交差点より一つ向こうの交差点を右手に入り約 250m 進んだ右手の畑です。譲受人宅からは徒歩 5 分のところにあります。〇〇さんは、奥さんと二人で焼酎用甘藷を栽培されており、申請地にも焼酎用甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクター 3 台・軽トラ 2 台・その他甘藷の機械を保有されています。今回の交換で〇〇さんの隣接する自分の畑と一体的管理が可能となり、〇〇さんは自宅と隣接することにより管理が良くなるとのことです。</p> <p>以上のことにより、どちらも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。まずは、番号 86 番につきまして審議いたします。なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 87 番につきまして審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 88 番を審議いたします。吉野委員説明をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 88 を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 57 歳です。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん 42 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志安楽県道沿いの曲瀬にあります浦島釣り具店から松山方面へ降りて坂を上りますと大隅衛生の堆肥センターがありますがその斜め前になります。道路沿いでございます。譲受人宅からは 17・8 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者</p>

		<p>であり夫が株式会社を設立されておりまして、子供たちも先般ピーマンハウスの土地を取得されたところでは、申請地には、ピーマンときゅうりを作付けする予定とのことです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。よって日程第5、議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第6、議案第58号、買受適格証明願の承認についてを議題といたしまします。15 ページ、番号2番を審議いたしまします。調査を依頼された宮脇茂樹委員の説明をお願いいたします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号2を報告いたしまします。申請人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、Aコープあおぞら店から東へ500m行き信号機を右折し900m行きますと左手に美容室アリスがあります。そこの三差路を左に200m行くと左手に元県茶業試験場大隅試験場があります。その道路向かい側になります。本人宅からは200mぐらいのところにあります。〇〇さんは、家族4人と従業員3名でお茶を栽培しており、申請地には茶が植えてあり引き続きお茶の栽培をするとのことです。また、管理機3台・摘採機1台・防除機3台を保有してまします。また、申請地のまわりの北側・東側は〇〇さんがお茶を栽培されてまします。</p> <p>以上のことより、農地法第3条第2項各号には該当しないため買受適格者と思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまで ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませんか。

		ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号 3 番を審議いたします。番号 3 番から番号 5 番は、申請人が同一のため、一緒に説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、上野委員説明を 3 件いっしょにお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 3・4・5 を報告いたします。まず、3 番目を報告いたします。申請人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん 74 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明支所から南へ 400m 行きますと志布志・蓬原線がありますが、そこを東へ行きますと 2 つの信号機がありますがその 2 つ目の信号機を上門方面へ進み 900m 左手に美容室アリスがあります。そこを左手に 300m 行った右手にあるところでございます。申請人宅からは 5 km のところにあります。これは 6 月の市報に記載されていた公売分でございます。</p> <p>次に番号 4 を説明します。申請人は番号 3 番と同じく〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先程言いましたアリス美容室から左の方 300m 行った左手にあります。申請人宅からは 5 km のところにあります。</p> <p>次に番号 5 を説明します。申請人は〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、先程言いましたアリス美容室から左の方 300m 行った左手にあります。申請人宅からは 5 km のところにあります。</p> <p>〇〇さんは夫婦でお茶を栽培されており、申請地には、茶を作付けされておりました。また、トラクター・耕運機を保有されております。</p> <p>以上のことより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため買受適格者と思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまで ございました。まずは、番号 3 番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、

		ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号4番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号5番を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、買受適格証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第58号、買受適格証明願の承認については、買受適格証明書を発行することに決定をいたしました。 ここで、お諮りいたします。買受適格者が決定され、農地法第3条の許可申請があったときには、会長権限により農地法第3条の許可証を発行することに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしということでございますので、そのように取り扱いさせていただきます。 次に日程第7、議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、17ページ、番号45番を審議いたします。現地を調査された山迫委員の報告をお願いします。
委員	山迫	議案第59号番号45について報告いたします。調査日は7月7日、調査員は、永屋委員・工藤委員と私です。市役所から1名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇 〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志町にありますホテル枇榔から志布志駅に向かう市道昭和・弓場ケ尾線を志布志駅へ140m進んだところ左手に奥になります。

		<p>転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は山林・西側は宅地です。周囲は 10 cm から 60 cm の盛土をしてブロックで土留おして、排水は水路へ生活排水は合併浄化槽をへて水路へ流すとのことでした。</p> <p>申請地の農地区分は、都市計画区域の用途地域から定められた区域内にあるため第 3 種の都市計画区域内農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 46 番を審議いたします。同じく、現地を調査された山迫委員の報告をお願いします。
委員	山迫	<p>議案第 59 号番号 46 について報告いたします。調査日は 7 月 7 日、調査員は、永屋委員・工藤委員と私です。市役所から 1 名の同行がありました。譲渡人は、宮崎県都城市若葉町〇〇街区〇号にお住まいの〇〇さんです。と宮崎市老松〇丁目〇〇番〇号 〇〇号にお住まいの〇〇さんと〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、市道町原・弓場ケ尾線を港方面から旧ホームマン方向へ北へ向かい県道と交わる交差点をさらに北へ 200m 先を左折し市道に入り 170m さきに位置します。転用目的は資材置場です。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側は宅地・南側は宅地・西側は公衆道路です。農地区分は、都城志布志道路の志布志 I C から 300m 以内にある農地であるため、第 3 種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、18 ページ、番号 47 番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告をお願いします。
委員	上野	議案第 59 号番号 47 について報告いたします。調査日は7月7日、調査員は、神宮司委員・垣内推進委員と私でした。事務局より2名でした。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りです。別紙は12 ページから14 ページにあります。申請地の場所は、志布志市役所本庁から国道220号線を鹿屋方面へ行き尚志館高校前交差点を有明方面へ行くと太田食堂があります。そこから左手尚志館高校へ行き登り切った右手に位置するところです。転用目的は共同住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は墓地・南側は宅地・西側は宅地です。雨水排水は敷地内にトラフが入れてありました。生活排水は合併浄化槽にて処理し用水路へ流すとのことでした。 申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 48 番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いします。
委員	神宮司	議案第 59 号番号 48 について報告いたします。調査日は7月7日、調査員は、上野委員・垣内委員と私神宮司で事務局より2名の同行がありました。譲渡人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇さんでした。総会資料は15 ページから17 ページです。申請地は、議案書に

		<p>記載されている通りです。場所は、有明中学校から市道吉村・押切線を押切方向へ 1.3 km 進んだところを左折し 50m 進んだ左手に位置します。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は田・南側は公衆道路・西側は宅地です。排水は集落排水です。雨水は東側と西側に側溝がありいずれかに接続するそうです。50 cm ほどの盛土と土留構を行い北側の畑の進入路は東側に確保するとのことでした。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつまましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 49 番を審議いたします。同じく、現地を調査された神宮司委員の報告をお願いします。
委員	神宮司	<p>議案第 59 号番号 49 について報告いたします。調査日は 7 月 7 日、調査員は、上野委員・垣内委員と私神宮司で事務局より 2 名の同行がありました。譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は〇〇事務所〇〇さんでした。総会資料 18 ページから 20 ページをご覧ください。申請地は、議案書に記載されている通りです。場所は、尚志館高校から市道高尾・山之上線を西に 550m 進み市道中村坂との交差点を右折し 50 m 進んだ右手に位置します。転用目的は一般住宅です。周辺の状況は、北側は畑・東側は宅地・南側は宅地・西側は公衆道路です。排水は集落排水です。雨水は土地の高さが東側が高く西側が低いため 30cm から 50cm の切土を行い地盤高を合わせ擁壁を設けて側溝に流すとのことでした。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思</p>

		<p>われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第59号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8、議案第60号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、20ページ、番号13番を審議いたします。現地を調査された、垣内委員の説明をお願いします。</p>
委員	垣内	<p>会長から依頼のありました議案60号番号13を報告します。調査日は7月7日、調査員は、神宮司委員・上野委員と私垣内でした。申請人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、そお街道と県道志布志・福山線が交わる伊崎田字尾交差点にあるローソンを右に見ながら松山方面へおよそ1.5km進み、サンコーの手前を左に曲がり水路沿いに行ったところに位置します。平成7年に市道のバイパスを通すために分筆され、橋の下の法面になってしまい、以降、耕作もできず農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 14 番を審議いたします。現地を調査された、工藤委員の説明をお願いします。
委員	工藤	<p>会長から依頼のありました議案 60 号番号 14 について報告いたします。総会資料は、24 ページから 26 ページです。調査日は 7 月 7 日、調査員は、永屋委員・山迫委員と私工藤でした。事務局から 1 名の同行がありました。申請人は、愛知県名古屋市東区東大曾根町〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は松山町新橋字栗須田 5889 番 4 で、登記地目は畑、地積は 133 m<sup>2</sup>です。場所は、志布志市役所松山支所から東北東方向に位置し、市役所松山支所から、県道塗木・大隅線を松山町泰野方向へおよそ 1.3km 進んだところを左折、市道をおよそ 500m 進んだ右側に位置します。周辺の状況は、北側は宅地・東側は畑・南側は畑・西側は宅地です。申請地は、平成 12 年に申請人の父が、隣接地に住宅を建築して以降、宅地として一体的に利用されており、農地への復元が困難になったものです。現在は庭の一部となっております。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 15 番を審議いたします。現地を調査された、永屋委員の説明をお願いします。
委員	永屋	議案 60 号番号 15 について報告いたします。調査日は 7 月 7 日、調査員は、山迫委員・工藤委員と私永屋です。総会資料は、27 ページになります。申請人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、志布志市役所松山支所から南東方向に位置し、市役所松山支所から、県道塗木・大隅線、県柿之木・志布志線を松山町泰野方向へおよそ 6 km 進んだところを市道へ右折、有野方面へおよそ 2.1 km 進んだところに位

		置します。〇〇さんは、20年以上前に体調を崩してから畑の管理が出来ず、山林化してしまいました。また、周りの畑も山林化していました。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませ。次に、21 ページ、番号 16 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、永屋委員の説明をお願ひします。
委員	永屋	議案 60 号番号 16 について報告いたします。調査日は7月7日、調査員は、山迫委員・工藤委員と私永屋です。総会資料は、30 ページになります。申請人は、宮崎県串間市大字一氏〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。代理人の〇〇さんですが、もちろん〇〇さんの知人でありませ、この申請地の奥に山林を所有されており、その山に入るために通路として利用されておる方でした。申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書に記載の通りです。場所は、先ほど説明した番号 15 より北東方向へ 150m の位置にあります。申請人の弟さんが 20 年前まで耕作をしておりましたが、亡くなり放置されておりました。現在は山林化しております。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)

議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 60 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 9、議案第 61 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	佐々木	<p>はい、議長。それでは、議案第 61 号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、23 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>議案書の番号 15 の願出人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、有明町野井倉字上ノ段 4009 番 8 で、登記地目は畑、地積は 27 m<sup>2</sup>でございます。申請地は、志布志市役所有明支所から南方向に位置し、有明支所から吉川農産がある方向への市道をおよそ 600m 進み、県道志布志・有明線に合流しますが、そこからさらに南側へ 140m 進み右折、およそ 70m 進んだところを左折し、およそ 90m 進んだ左側に位置する土地でございます。現在山林化しております。現地調査は、3 名で行うこととなっておりますので、番号 15 につきまして、隈元委員、山下昭一委員、立根委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって日程第 9、議案第 61 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 10、議案第 62 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。農用地利用集積計画決定についてを議題とします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
事務局次長	中水	<p>議案第 62 号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書 25 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公</p>

	<p>告日は、令和3年7月30日で、田が996㎡となっております。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、それぞれ1人となっております、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書26ページに掲載しておりますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長 萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の設定について、これより審議にはいります。まずは、26ページ、番号29番と、25ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局の説明を求めます。</p>
主任主査 桑水	<p>議案第62号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、27ページから46ページとなっております。まずは、議案書27ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和3年7月30日で、始期は令和3年8月1日となります。設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が31,510㎡、畑が79,518.49㎡、樹園地が33,505㎡で、合計しますと144,533.49㎡となり、うち更新分は56,689.49㎡となっております。利用権の設定をする者の数が36名で、利用権の設定を受けようとする者の数が19名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より17名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、28ページから41ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書42ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和3年7月30日で、始期が令和3年8月1日であります。設定期間は、2年8カ月から10年です。地目別の内訳は、田が15,415㎡、畑が13,014㎡で、合計しますと28,429㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は9名であります。詳細につきましては、43ページから46ページの明細表をご確</p>

		認ください。
		以上で、議案第 62 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、28 ページ、番号 1 番を審議いたします。番号 1 番は、吉野委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の 規定により、ここで吉野委員には退席を お願いたします。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、28 ページ、番号 2 番から 41 ページ、番号 40 番までと、27 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、43 ページ、番号 1 番から 46 ページ、番号 11 番までと、42 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 62 号、農用地利用集

	<p>積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 63 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 63 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 48 ページをお開きください。</p> <p>番号 16 の申出者は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、永屋委員、垣内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号 17 の申出者は、霧島市国分野口西〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案いたします。</p> <p>最後に、番号 18 の申出者は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの 〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、宮脇 勇委員、原田委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局次長 中水</p>	<p>あっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>議案第 63 号</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 48 ページをお開きください。</p>
<p>番号 16 の申出者</p>	<p>志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、永屋委員、垣内委員の指名をご提案いたします。</p>
<p>次に、番号 17 の申出者</p>	<p>霧島市国分野口西〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、福岡裕幸委員、今市委員の指名をご提案いたします。</p>
<p>最後に、番号 18 の申出者</p>	<p>志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの 〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、宮脇 勇委員、原田委員の指名をご提案いたします。</p>
<p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>	<p>あっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 63 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p>

ご苦労様でした。